

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成26年2月7日
【発行者名】	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水嶋 浩雅
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	山口 節一
【電話番号】	03-5208-5211
【届出の対象とした募集内国 投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	日経平均ブル2倍上場投信
【届出の対象とした募集内国 投資信託受益証券の金額】	当初自己設定 100億円を上限とします。 継続申込期間 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年4月22日付をもって提出した有価証券届出書（平成25年5月24日付、平成25年8月22日付および平成25年10月4日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）について、関係情報を新たな情報により訂正し、また記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(5)【申込手数料】

<訂正前>

取得申込受付日の基準価額に、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

当該手数料には消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）（5%）が含まれます。

<後略>

<訂正後>

取得申込受付日の基準価額に、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

当該手数料には消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）（5%）が含まれます。また、平成26年4月1日以降は、消費税率が8%となります。

<後略>

第二部【ファンド情報】

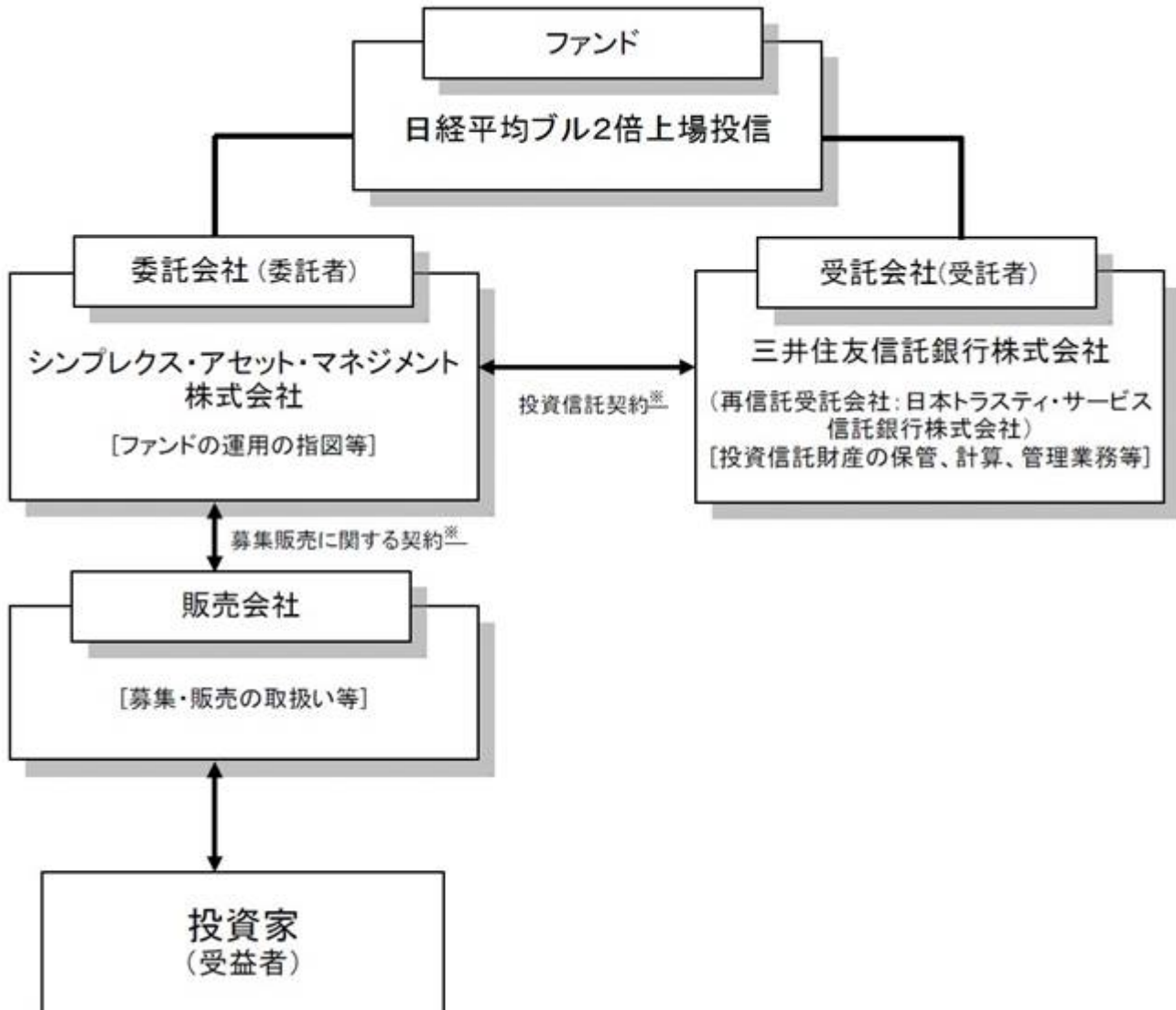
第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(3)【ファンドの仕組み】

<訂正前>

ファンドの仕組み



< 中略 >

委託会社の概況

a. 資本金（平成25年3月末日現在）

3億7千万円

b. 沿革

平成11年11月 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社設立

平成11年12月 投資顧問業の登録 関東財務局長 第903号

平成12年 5月 投資一任契約に係る業務の認可 金融再生委員会 第27号

平成13年 4月 投資信託委託業認可 内閣総理大臣 第5号

平成19年 9月 金融商品取引業者登録 関東財務局長（金商）第341号

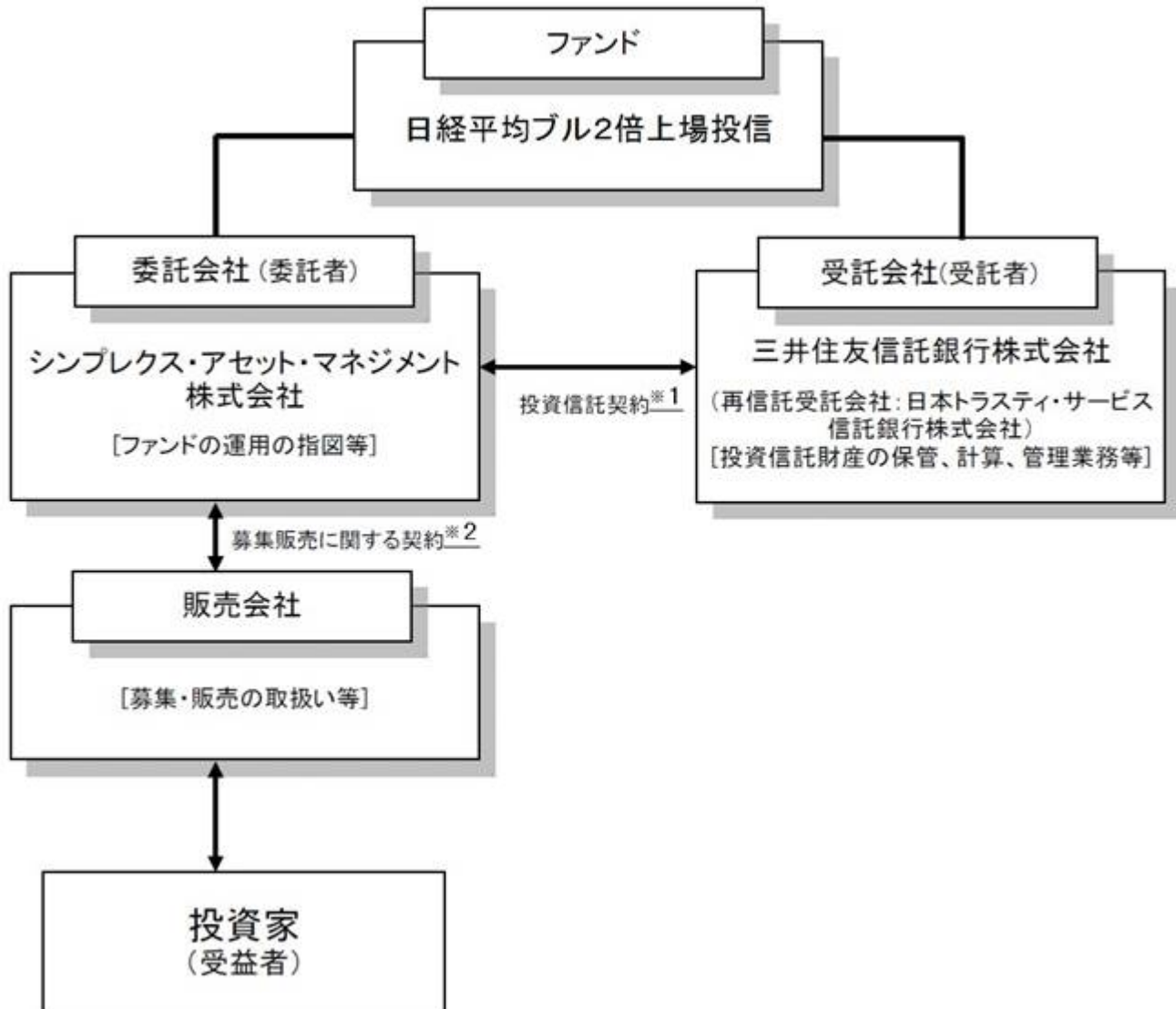
c. 大株主の状況（平成25年3月末日現在）

氏名または名称	住 所	所有株数	比率
---------	-----	------	----

(株)シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号	7,400株	100%
-----------------------------	-------------------	--------	------

<訂正後>

ファンドの仕組み



<中略>

委託会社の概況

- a. 資本金（平成25年11月末日現在）
3億7千万円
- b. 沿革
- | | | |
|----------|--------------------------|-----------------|
| 平成11年11月 | シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社設立 | |
| 平成11年12月 | 投資顧問業の登録 | 関東財務局長 第903号 |
| 平成12年 5月 | 投資一任契約に係る業務の認可 | 金融再生委員会 第27号 |
| 平成13年 4月 | 投資信託委託業認可 | 内閣総理大臣 第5号 |
| 平成19年 9月 | 金融商品取引業者登録 | 関東財務局長（金商）第341号 |
- c. 大株主の状況（平成25年11月末日現在）

氏名または名称	住 所	所有株数	比率
(株)シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	7,400株	100%

2【投資方針】

(3)【運用体制】

<訂正前>

<前略>

ファンド運用に関する社内規程等として、投資政策委員会規程、投資判断者服務規程、信用取引に係る社内規則、債券の貸借取引等に係る業務規則、資金の借入れに係る業務規則、コールローンの取り手選定に係る規則、外国為替予約に係る業務規則、有価証券先物取引等取扱規則、株式の貸付に係る社内規則および売買執行に関する基準（株式および債券）等を設けて遵守すべき基本的な事項を定めています。

ファンドの運用体制、規程等は平成25年3月末日現在のものであり、今後変更する場合があります。

<訂正後>

<前略>

ファンド運用に関する社内規程等として、投資政策委員会規程、投資判断者服務規程、信用取引に係る社内規則、債券の貸借取引等に係る業務規則、資金の借入れに係る業務規則、コールローンの取り手選定に係る規則、外国為替予約に係る業務規則、有価証券先物取引等取扱規則、株式の貸付に係る社内規則および売買執行に関する基準（株式および債券）取引執行に関する基準（店頭デリバティブ取引）等を設けて遵守すべき基本的な事項を定めています。

ファンドの運用体制、規程等は平成25年11月末日現在のものであり、今後変更する場合があります。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

<前略>

信託財産の純資産総額に年10,000分の78.75（消費税込）以内の率を乗じて得た額

	配 分
委託会社	年率 0.735%（税抜 0.70%）
受託会社	年率 0.0525%（税抜 0.05%）

<後略>

<訂正後>

<前略>

信託財産の純資産総額に年10,000分の78.75（消費税込） 以内の率を乗じて得た額

	配分（税抜）
委託会社	年率 0.70%
受託会社	年率 0.05%

消費税率が8%になった場合は、年0.81%となります。

<後略>

(4)【その他の手数料等】

<訂正前>

<前略>

ファンドの上場に係る費用

- 新規上場および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.007875%（税抜0.0075%）。
- 毎年末の純資産総額に対して、0.007875%（税抜0.0075%）およびTDnet利用料。

<後略>

<訂正後>

<前略>

ファンドの上場に係る費用

- 新規上場および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.007875%^{*}（税抜0.0075%）。
 - 年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、0.007875%^{*}（税抜0.0075%）およびTDnet利用料。
- *消費税率が8%になった場合は、年0.0081%となります。

<後略>

(5)【課税上の取扱い】

原届出書を以下のとおり更新・訂正します。記載内容については更新訂正後の内容のみ記載しております。

<更新・訂正後>

<個人受益者の場合>

受益権の売却時

受益権を売却される場合には、「申告分離課税」の取扱いとなり、譲渡益に対して課税（下記の表を参照）されます。なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行なわれます（原則として、確定申告不要）。ただし、平成49年12月31日までは復興特別所得税が付加されます。

平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5%)
平成50年1月1日以降	20% (所得税15% 地方税5%)

差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。

収益分配金の受取り時

分配金は配当所得として課税（下記の表を参照）されます。（原則として、確定申告不要。なお、確定申告により、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することも可能。）ただし、平成49年12月31日までは復興特別所得税が付加されます。

平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5%)
平成50年1月1日以降	20% (所得税15% 地方税5%)

解約金の受取り時

解約時および償還時の差益（譲渡益）は譲渡所得として、差益（譲渡益）に対して課税（下記の表を参照）されます。（申告分離課税の対象となり、確定申告が必要。）なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行なわれず（原則として、確定申告不要）。ただし、平成49年12月31日までは復興特別所得税が付加されます。

平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5%)
平成50年1月1日以降	20% (所得税15% 地方税5%)

解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

* 少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

< 法人受益者の場合 >

受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

解約金の受取り時

源泉徴収は行なわれません。通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と解約価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

収益分配金の受取り時

源泉徴収税率については、平成26年1月1日以降は15.315%（所得税のみ）となります。

収益分配金は益金不算入の対象となりません。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

原届出書を以下のとおり更新・訂正します。記載内容については更新訂正後の内容のみ記載しております。

<更新・訂正後>

以下は平成25年11月29日現在の運用状況であります。

(1)【投資状況】

種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	4,769,692,200	58.91
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		3,326,699,143	41.09
合計（純資産総額）		8,096,391,343	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	日本	16,149,240,000	199.46

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注2）株価指数先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

国名	種類 銘柄名	数量 (額面金額 円)	簿価単価 (円)	評価単価 (円)	利率 (%)	投資比率 (%)
			簿価金額 (円)	評価金額 (円)	償還日	
日本	国債証券	250,000,000	99.99	99.9978	0	3.09
	第395回国庫短期証券		249,975,000	249,994,500	2013/12/16	
日本	国債証券	700,000,000	99.99	99.9978	0	8.65
	第395回国庫短期証券		699,939,100	699,984,600	2013/12/16	
日本	国債証券	780,000,000	99.99	99.9978	0	9.63
	第395回国庫短期証券		779,928,240	779,982,840	2013/12/16	
日本	国債証券	1,300,000,000	99.98	99.9921	0	16.06
	第406回国庫短期証券		1,299,740,000	1,299,897,300	2014/2/3	
日本	国債証券	1,400,000,000	99.98	99.9904	0	17.29
	第409回国庫短期証券		1,399,815,200	1,399,865,600	2014/2/17	
日本	国債証券	340,000,000	99.99	99.9904	0	4.20
	第409回国庫短期証券		339,967,360	339,967,360	2014/2/17	

【投資不動産物件】

該当なし

【その他投資資産の主要なもの】

種類	国名	資産名	売買	数量 (枚)	帳簿価額 (円)	時価 (円)	投資比率 (%)
株価指数 先物取引	日本	日経平均先物 取引2013年12 月限	買建	1,026	14,751,256,380	16,149,240,000	199.46

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

計算期間・月末	純資産総額（円）	1口当たりの 純資産総額（円）
平成25年5月末日	5,014,424,419	9,117
平成25年6月末日	8,093,617,134	8,894
平成25年7月末日	7,944,911,736	8,731
平成25年8月末日	10,938,463,613	8,350
平成25年9月末日	8,553,266,591	9,831
平成25年10月末日	12,248,526,978	9,645
平成25年11月末日	8,096,391,343	11,566

【分配の推移】

該当なし

【収益率の推移】

計算期間	収益率
第1期中間 (自 平成25年 5月 8日 至 平成25年11月7日)	4.9%

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末の分配落基準価額（設定時は当初元本額）を控除した額を、前期末の分配落基準価額（同）で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期中間	2,320,000	1,620,000	700,000

(注1) 第1期中間の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

(注2) 上記数字はすべて本邦内における設定および解約の実績です。

（参考情報）運用実績（2013年11月29日現在）

<基準価額・純資産の推移>



基準価額	11,566円
純資産総額	80.96億円

<分配の推移>

決算期	分配金
—	—
設定来累計	0円

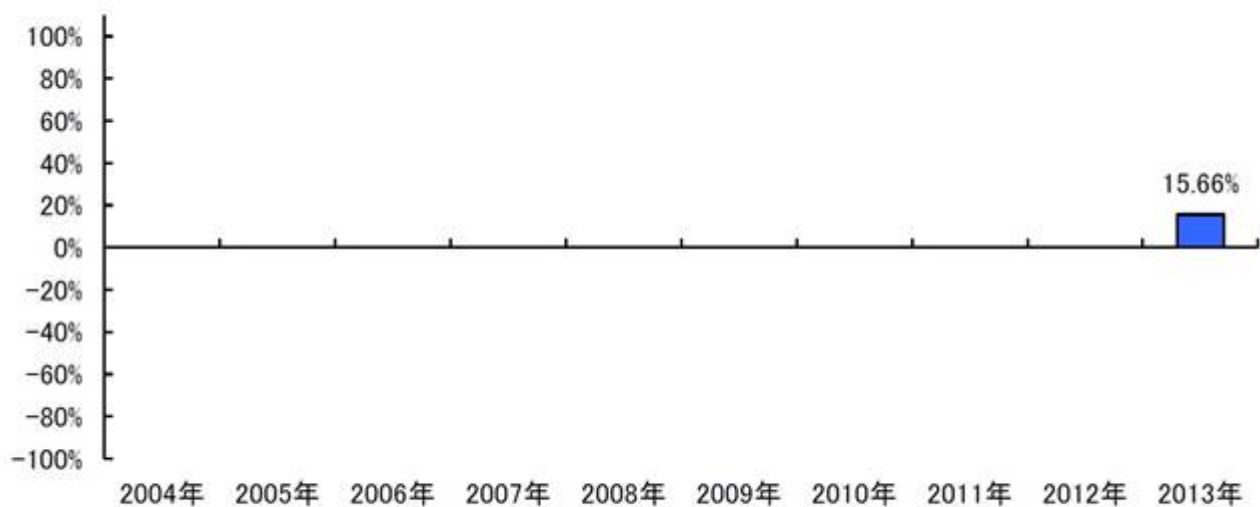
※分配金は税引前、1口当たり

<主要な資産の状況>

組入資産	比率
公社債	58.9%
現金・その他	41.1%

株価指数先物取引の状況		比率
日経平均先物	2013年12月限	買建
		199.5%

<年間収益率の推移>（暦年ベース）



・2013年は設定日（5月8日）から11月末までの騰落率を表示。

・ファンドにベンチマークはありません。

※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書を以下のとおり更新・訂正します。記載内容については更新訂正後の内容のみ記載しております。

<更新・訂正後>

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成25年5月8日から平成25年11月7日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

【中間財務諸表】

日経平均ブル2倍上場投信

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

当中間計算期間末
(平成25年11月7日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	3,713,398,260
国債証券	7,549,368,300
派生商品評価勘定	93,397,590
未収利息	5,492
差入委託証拠金	712,784,000
流動資産合計	12,068,953,642
資産合計	
12,068,953,642	
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	140,600,821
未払金	928,925
未払解約金	385,640,000
未払受託者報酬	2,175,175
未払委託者報酬	30,452,394
その他未払費用	6,182,874
流動負債合計	565,980,189
負債合計	
565,980,189	
純資産の部	
元本等	
元本	1 2 12,100,000,000
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	3 597,026,547
(分配準備積立金)	-
元本等合計	11,502,973,453
純資産合計	
11,502,973,453	
負債純資産合計	
12,068,953,642	

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当中間計算期間 (自 平成25年 5月 8日 至 平成25年11月 7日)
営業収益	
受取利息	737,237
有価証券売買等損益	2,077,330
派生商品取引等損益	965,489,329
営業収益合計	968,303,896
営業費用	
受託者報酬	2,175,175
委託者報酬	30,452,394
その他費用	1,618,874
営業費用合計	38,810,443
営業利益又は営業損失()	929,493,453
経常利益又は経常損失()	929,493,453
中間純利益又は中間純損失()	929,493,453
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	-
期首剰余金又は期首欠損金()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	176,720,000
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	176,720,000
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,703,240,000
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,703,240,000
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	597,026,547

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株価指数先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	当中間計算期間末 (平成25年11月7日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額	<p>期首元本額 1,000,000,000円</p> <p>期中追加設定元本額 20,700,000,000円</p> <p>期中解約元本額 9,600,000,000円</p>
2 中間計算期間末日における受益権の総数	1,210,000口
3 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産総額が元本総額を下回っており、その差額は597,026,547円であります。

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

当中間計算期間 (自 平成25年 5月8日 至 平成25年11月7日)	
1 その他費用	主に印刷費用、上場関連費用及び監査費用等であります。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	当中間計算期間末 (平成25年11月7日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上額は中間期末の時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 「中間注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 「中間注記表（デリバティブ取引等に関係に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	---

（有価証券に関する注記）
 該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）
 取引の時価等に関する事項

株価指数先物取引

（単位：円）

区 分	種 類	当中間計算期間末（平成25年11月7日現在）			
		契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	23,032,453,231	0	22,985,250,000	47,203,231
合 計		23,032,453,231	0	22,985,250,000	47,203,231

（注）1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおります。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報に関する注記）

当中間計算期間末 （平成25年11月7日現在）
1口当たりの純資産額 9,507円

2【ファンドの現況】

原届出書を以下のとおり更新・訂正します。記載内容については更新訂正後の内容のみ記載しております。

<更新・訂正後>

【純資産額計算書】

平成25年11月29日現在

資産総額	8,441,572,434円
負債総額	345,181,091円
純資産総額（ - ）	8,096,391,343円
発行口数	700,000口
1口当たりの純資産額（ / ）	11,566円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 1 委託会社等の概況」を以下のとおり更新・訂正します。記載内容については更新訂正後の内容のみ記載しております。

<更新・訂正後>

資本金の額等（平成25年11月末日現在）

資本金の額 370百万円

発行する株式の総数 12,000株

発行済株式総数 7,400株

過去5年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

2【事業の内容及び営業の概況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況」を以下のとおり更新・訂正します。記載内容については更新訂正後の内容のみ記載しております。

<更新・訂正後>

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行なっています。平成25年11月末日現在、委託会社が運用を行なっている証券投資信託の総ファンド数は60本であり、当該ファンドの純資産総額の合計は250,426百万円です。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	39	204,267百万円
単位型株式投資信託	13	42,166百万円
単位型公社債投資信託	8	3,993百万円
合計	60	250,426百万円

3【委託会社等の経理状況】

原届出書を以下のとおり更新・訂正します。記載内容については更新訂正後の内容のみ記載しております。

<更新・訂正後>

(1)年次財務諸表

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令 第52号）により作成しております。
財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(2)中間財務諸表

1. 委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。
中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自平成25年4月1日至平成25年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (平成24年3月31日現在)		当事業年度 (平成25年3月31日現在)	
		金額		金額	
(資産の部)					
流動資産					
1 現金・預金			1,027,027		2,073,597
2 前払費用			4,370		13,292
3 未収委託者報酬			97,659		145,129
4 未収運用受託報酬			190,524		425,043
5 その他			11,237		28,583
流動資産計			1,330,818		2,685,645
固定資産					
1 有形固定資産			8,769		52,756
(1) 建物附属設備	*1	6,199		*1	40,229
(2) 器具備品	*1	2,569		*1	12,526
2 無形固定資産			1,390		1,108
(1) 電話加入権		761			761
(2) ソフトウェア	*2	343		*2	151
(3) 協会基金	*2	285		*2	195
3 投資その他の資産			72,492		126,561
(1) 投資有価証券		-			51,253
(2) 出資金		10,000			10,000
(3) 長期差入保証金		62,492			65,307
固定資産計			82,651		180,426
資産合計			1,413,469		2,866,071

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (平成24年3月31日現在)		当事業年度 (平成25年3月31日現在)	
		金額		金額	
(負債の部)					
流動負債					
1 預り金			15,913		18,663
2 未払金			198,875		412,419
3 関係会社未払金			18,174		3,497
4 未払費用			11,788		20,037
5 未払法人税等			65,501		485,028
6 未払消費税等			21,472		56,672
7 前受金			3,137		5,124
流動負債計			334,863		1,001,444
固定負債					
1 長期未払金			-		18,978
2 資産除去債務			16,709		23,265
3 繰延税金負債			1,811		3,504
固定負債計			18,521		45,749
負債合計			353,384		1,047,193
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金			370,000		370,000
2 利益剰余金					
(1) 利益準備金		19,980		19,980	
(2) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		670,105		1,428,898	
利益剰余金計			690,085		1,448,878
株主資本計			1,060,085		1,818,878
純資産合計			1,060,085		1,818,878
負債・純資産合計			1,413,469		2,866,071

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

科目	期別	前事業年度 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）		当事業年度 （自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）	
		金 額		金 額	
営業収益					
1 委託者報酬		1,130,901		2,424,954	
2 運用受託報酬		272,809		609,011	
3 その他営業収益		57	1,403,769	149	3,034,115
営業費用					
1 支払手数料		99,020		75,872	
2 調査費					
（１）調査費		21,927		22,076	
（２）委託調査費		144,711		460,835	
3 委託計算費		40,326		61,804	
4 通信費		7,348	313,334	6,345	626,934
一般管理費					
1 給料					
（１）役員報酬	*2	271,316		*2 306,666	
（２）給料・手当		223,712		236,238	
（３）賞与・退職金等		156,023		366,350	
2 交際費		3,285		3,711	
3 旅費交通費		16,092		13,678	
4 業務事務委託費		18,866		15,499	
5 租税公課		4,986		11,439	
6 不動産賃借料		85,124		99,051	
7 固定資産減価償却費		3,839		8,417	
8 諸経費	*1	87,504	870,750	*1 85,345	1,146,399
営業利益			219,683		1,260,781
営業外収益					
1 受取利息		82		154	
2 為替差益		-		29,376	
3 受取配当金		-		1,350	
4 その他の営業外収益		342	424	686	31,567
営業外費用					
1 支払利息		32		-	
2 為替差損		130		-	
3 その他の営業外費用		-	162	16	16
経常利益			219,944		1,292,332

特別損失				
1 固定資産除却損	101	101	*1 8,814	8,814
税引前当期純利益		219,843		1,283,517
法人税、住民税及び事業税	93,369		523,032	
法人税等調整額	716	92,653	1,692	524,725
当期純利益		127,190		758,792

（ 3 ）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

科 目	期 別	前事業年度 （自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）	当事業年度 （自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）
株主資本			
資本金			
当期首残高		370,000	370,000
当期末残高		370,000	370,000
利益剰余金			
利益準備金			
当期首残高		19,980	19,980
当期末残高		19,980	19,980
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
当期首残高		542,915	670,105
当期変動額			
当期純利益		127,190	758,792
当期変動額合計		127,190	758,792
当期末残高		670,105	1,428,898
株主資本合計			
当期首残高		932,895	1,060,085
当期変動額			
当期純利益		127,190	758,792
当期変動額合計		127,190	758,792
当期末残高		1,060,085	1,818,878
純資産合計			
当期首残高		932,895	1,060,085
当期変動額			
当期純利益		127,190	758,792
当期変動額合計		127,190	758,792
当期末残高		1,060,085	1,818,878

[次へ](#)

[重要な会計方針]

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物付属設備 8年～18年

器具備品 3年～15年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当事業年度の計上額はありません。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

[会計方針の変更]

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

[注記事項]

（貸借対照表関係）

* 1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
建物付属設備	12,196千円	16,398千円
器具備品	20,447千円	13,928千円
計	32,644千円	30,327千円

* 2 無形固定資産償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
ソフトウェア	2,309千円	2,500千円
協会基金	165千円	255千円
計	2,474千円	2,755千円

（損益計算書関係）

* 1 関係会社との取引に係るものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
諸経費	3,487千円	1,860千円
固定資産除却損	-	7,954千円

* 2 役員報酬の限度額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
取締役	600,000千円	600,000千円
監査役	5,000千円	5,000千円

（株主資本変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

（リース取引関係）

1．オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係わる未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
1年以内	63,643	60,661
1年超	79,785	212,314
合計	143,428	272,975

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

（2）金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少と判断しております。

投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

出資金はファンド組成のために拠出した資金であり、減損リスクに晒されております。

長期差入保証金については、オフィスおよび社宅の敷金であります。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬と、営業債務である未払金及び関係会社未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少と判断しております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少であります。当社は、営業債権の算出の基となる各ファンドの純資産について信託銀行と定期的に残高照合し、ファンドごとに期日及び残高を管理しております。

減損リスク

当社は、出資金について、定期的に出資先の財務状態等をモニタリングしております。

流動性リスク

上記のとおり、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少であります。

市場リスク

当社は、外貨建ての預金及び営業債権について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、定期的に時価や発行体（投資先企業）の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注2）

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,027,027	1,027,027	-
(2) 未収委託者報酬	97,659	97,659	-
(3) 未収運用受託報酬	190,524	190,524	-
(4) 長期差入保証金	62,492	62,492	-
資産計	1,377,703	1,377,703	-
(1) 未払金	198,875	198,875	-
(2) 関係会社未払金	18,174	18,174	-
(3) 未払法人税等	65,501	65,501	-
負債計	282,550	282,550	-

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,073,597	2,073,597	-
(2) 未収委託者報酬	145,129	145,129	-
(3) 未収運用受託報酬	425,043	425,043	-
(4) 長期差入保証金	65,307	65,307	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	51,253	51,253	-
資産計	2,760,331	2,760,331	-
(1) 未払金	412,419	412,419	-
(2) 関係会社未払金	3,497	3,497	-
(3) 未払法人税等	485,028	485,028	-
負債計	900,946	900,946	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（資産）

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、賃貸借契約の内容及び敷金の性質から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。

（5）投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価格によってお
ります。

（負債）

（１）未払金、（２）関係会社未払金、（３）未払法人税等

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
出資金	10,000

上記については、市場価格がなくかつ将来キャッシュフローが約定されておらず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

（注３）金融債権等の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
（１）現金・預金	1,027,027	-	-	-
（２）未収委託者報酬	97,659	-	-	-
（３）未収運用受託報酬	190,524	-	-	-
（４）長期差入保証金	-	62,492	-	-
合計	1,315,211	62,492	-	-

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
（１）現金・預金	2,073,597	-	-	-
（２）未収委託者報酬	145,129	-	-	-
（３）未収運用受託報酬	425,043	-	-	-
（４）長期差入保証金	-	65,307	-	-
（５）投資有価証券 その他有価証券	-	51,253	-	-
合計	2,643,770	116,561	-	-

（注４）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

（有価証券関係）

1．その他有価証券

前事業年度（平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	51,253	51,253	-
合計		51,253	51,253	-

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
繰延税金資産		
未払費用否認	4,619千円	5,916千円
未払事業税	5,101千円	36,958千円
資産除去債務	5,948千円	8,291千円
繰延税金資産小計	15,669千円	51,167千円
評価性引当金	15,669千円	51,167千円
繰延税金資産合計	- 千円	- 千円
繰延税金負債		
固定資産（除去費用）	1,811千円	3,504千円
繰延税金負債合計	1,811千円	3,504千円
繰延税金負債の純額	1,811千円	3,504千円

2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.7%	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	0.0%
住民税均等割	0.1%	0.0%
評価性引当額	0.2%	2.7%
その他	0.5%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.1%	40.8%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年半と見積り、割引率は0.56%から1.145%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、オフィス移転に伴い、資産の除去時点の見積りが延長され、また、新たな資産除去時点における除去費用が固定資産取得時における見積額を超過する見込みであることが明らかになったため、変更前の資産除去債務残高に6,349千円加算しております。資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
期首残高	16,520千円	16,709千円
時の経過による調整額	189千円	207千円
見積りの変更による増加額	-	6,349千円
期末残高	16,709千円	23,265千円

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しておりません。

関連情報

1 製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	その他	合計
外部顧客への売上高	1,130,901	272,809	57	1,403,769

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	その他	合計
外部顧客への売上高	2,424,954	609,011	149	3,034,115

2 地域ごとの情報

（1）売上高

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

日本	英国バージン諸島	その他	合計
1,234,189	146,929	22,650	1,403,769

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

日本	英国バージン諸島	その他	合計
2,517,883	497,869	18,362	3,034,115

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	146,929	投資運用・顧問業

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	497,869	投資運用・顧問業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しておりません。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

1 . 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社等

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱シンプレクス・ ファイナンシャル・ホールディングス	東京都 千代田区	370,000	子会社 支配・管理	(被所有) 直接・ 100%	持株会社形式の 子会社支配、 被支配 役員の兼任	事務所施設 の賃貸等	3,487	関係会社 未払金	18,174

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱シンプレクス・ ファイナンシャル・ホールディングス	東京都 千代田区	370,000	子会社 支配・管理	(被所有) 直接・ 100%	持株会社形式の 子会社支配、 被支配 役員の兼任	事務所施設 の賃貸等 固定資産除却 損 の当社負担分	1,860 7,954	関係会社 未払金	3,497

(注) 1 . 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。

2 . 取引金額には、消費税等は含まれておらず期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社の子会社等

該当事項はありません。

(4) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	英国領 バージン 諸島	50万 米ドル	投資運用業	-	投資一任契約 役員の兼任	運用受託 報酬 (注1)	146,929	未収運用 受託報酬	163,268
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント・(香港)・カンパニー・リミテッド	香港	50万 香港ドル	投資信託 事務委託業	-	事務協力関係 役員の兼任	委託 調査費	9,060	未収金 未払金	289 2,027

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	英国領 バージン 諸島	50万 米ドル	投資運用業	-	投資一任契約 役員の兼任	運用受託 報酬 (注1)	497,869	未収運用 受託報酬	394,770
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント・(香港)・カンパニー・リミテッド	香港	50万 香港ドル	投資信託 事務委託業	-	事務協力関係 役員の兼任	委託調査費 事務委託費	7,344 7,152	未払金	3,990

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。

シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッドとの投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取り及び支払いを行っております。

2. 取引金額には、消費税等は含まれておらず期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス

非上場

（ 1株当たり情報 ）

前事業年度 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）		当事業年度 （自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）	
1株当たり純資産額	143,254円79銭	1株当たり純資産額	245,794円33銭
1株当たり当期純利益金額	17,187円90銭	1株当たり当期純利益金額	102,539円54銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記述しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記述しておりません。	

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

項目	前事業年度 （自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）	当事業年度 （自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）
当期純利益	127,190千円	758,792千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	127,190千円	758,792千円
期中平均株式数	7.4千株	7.4千株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

[次へ](#)

(1) [中間貸借対照表]

(単位：千円)

科 目	期 別	当中間会計期間末 (平成25年9月30日現在)	
		金 額	
(資産の部)			
流動資産			
1 現金・預金			2,676,356
2 直販顧客分別金信託			100
3 前払費用			14,863
4 未収委託者報酬			290,034
5 未収運用受託報酬			80,804
6 その他			50,341
流動資産計			3,112,500
固定資産			
1 有形固定資産			46,971
(1) 建物附属設備	*1	36,532	
(2) 器具備品	*1	10,438	
2 無形固定資産			993
(1) 電話加入権		761	
(2) ソフトウェア	*2	81	
(3) 協会基金	*2	150	
3 投資その他の資産			133,741
(1) 投資有価証券		57,151	
(2) 出資金		10,000	
(3) 長期差入保証金		66,589	
固定資産計			181,706
資産合計			3,294,206

(単位：千円)

科 目	期 別	
	当中間会計期間末 (平成25年9月30日現在)	
	金 額	
(負債の部)		
流動負債		
1 預り金		25,428
2 未払金		65,954
3 未払費用		14,010
4 未払法人税等		483,682
5 未払消費税等		44,778
6 前受金		7,058
流動負債計		640,912
固定負債		
1 長期未払金		16,267
2 資産除去債務		23,378
3 繰延税金負債		4,909
固定負債計		44,555
負債合計		685,468
(純資産の部)		
株主資本		
1 資本金		370,000
2 利益剰余金		
(1) 利益準備金	19,980	
(2) その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,215,821	
利益剰余金計		2,235,801
株主資本計		2,605,801
評価・換算差額等		
1 その他有価証券評価差額金		2,936
評価・換算差額等計		2,936
純資産合計		2,608,737
負債・純資産合計		3,294,206

(2) [中間損益計算書]

(単位：千円)

科 目	期 別	当中間会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
		金 額
営業収益		
委託者報酬		1,977,654
運用受託報酬		240,308
その他営業収益		31
営業収益計		2,217,994
営業費用		493,094
一般管理費	*1	477,245
営業利益		1,247,653
営業外収益		
受取利息		200
受取配当金		1,142
為替差益		13,432
営業外収益計		14,774
営業外費用		
その他営業外費用		45
営業外費用計		45
経常利益		1,262,383
税引前中間純利益		1,262,383
法人税、住民税及び事業税		475,855
法人税等調整額		395
中間純利益		786,923

(3) [中間株主資本等変動計算書]

(単位：千円)

期 別	当中間会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
科 目	
株主資本	
資本金	
当期首残高	370,000
当中間期末残高	370,000
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	19,980
当中間期末残高	19,980
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	1,428,898
当中間期変動額	
中間純利益	786,923
当中間期変動額合計	786,923
当中間期末残高	2,215,821
利益剰余金合計	
当期首残高	1,448,878
当中間期変動額	
中間純利益	786,923
当中間期変動額合計	786,923
当中間期末残高	2,235,801
株主資本合計	
当期首残高	1,818,878
当中間期変動額	
中間純利益	786,923
当中間期変動額合計	786,923
当中間期末残高	2,605,801
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	-
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,936
当中間期変動額合計	2,936
当中間期末残高	2,936
評価・換算差額等合計	
当期首残高	-
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,936
当中間期変動額合計	2,936

当中間期末残高	2,936
純資産合計	
当期首残高	1,818,878
当中間期変動額	
中間純利益	786,923
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,936
当中間期変動額合計	789,859
当中間期末残高	2,608,737

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

期 別	第15期中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
項 目	
1．有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法</p>
2．固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産(リース資産を除く) 主として定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 8年～18年 器具備品 3年～15年</p> <p>(2)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(3年又は5年)に基づく定額法を採用しております。</p>
3．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第15期中間会計期間末 平成25年 9月30日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	20,095千円
器具備品	15,672千円
2 無形固定資産の減価償却累計額	
ソフトウェア	2,570千円
協会基金	300千円

(中間損益計算書関係)

第15期中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	5,897千円
無形固定資産	114千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第15期中間会計期間(自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

(リ - ス取引関係)

第15期中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)	
1 . オペレーティング・リース取引	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係わる未経過リース料	
一年以内	60,661千円
一年超	<u>181,983千円</u>
合計	242,644千円

(金融商品関係)

第15期中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金・預金	2,676,356	2,676,356	
(2)未収委託者報酬	290,034	290,034	
(3)未収運用受託報酬	80,804	80,804	
(4)長期差入保証金	66,589	66,589	
(5)投資有価証券 其他有価証券	57,151	57,151	
資産計	3,170,937	3,170,937	
(1)未払金	65,954	65,954	
(2)未払法人税等	483,682	483,682	
負債計	549,636	549,636	

注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

(資産)

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、賃貸借契約の内容及び敷金の性質から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価格によっております。

(負債)

(1)未払金、(2)未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
出資金	10,000

上記については、市場価格がなくかつ将来キャッシュフローが約定されておらず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

第15期中間会計期間末（平成25年9月30日現在）

1. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	57,151	52,414	4,737
合計		57,151	52,414	4,737

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第15期中間会計期間末（平成25年9月30日現在）

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	23,265千円
時の経過による調整額	112千円
当中間会計期間の期末残高	23,378千円

(セグメント情報等)

第15期中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しておりません。

関連情報

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託	投資一任	その他	合計
外部顧客への売上高	1,977,654	240,308	31	2,217,994

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	英国バージン諸島	その他	合計
2,017,019	192,127	8,846	2,217,994

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(一株当たり情報)

第15期中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)	
1株当たり純資産額	352,532円16銭
1株当たり中間純利益金額	106,340円96銭
(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記述して おりません。	
2. 1株当たり中間純利益金額の算定の基礎は以下のとおりであります。	
中間純利益	786,923千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	786,923千円
期中平均株式数	7,400株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

原届出書を以下のとおり更新・訂正します。記載内容については更新訂正後の内容のみ記載しております。

<更新・訂正後>

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称 : 三井住友信託銀行株式会社
 資本金の額 : 342,037百万円（平成25年9月末現在）
 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

再信託受託会社

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 資本金の額 : 51,000百万円（平成25年9月末現在）
 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行ないます。

(2)販売会社

名 称	資本金の額 (平成25年9月末現在)	事業内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
シティグループ証券株式会社	96,307百万円 ¹	
野村証券株式会社	10,000百万円	
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	3,000百万円	
モルガン・スタンレー M U F G 証券株式会社	62,149百万円 ¹	
ソシエテジェネラル証券会社 東京支店	31,703百万円 ²	

1 平成25年3月末現在

2 平成24年7月末現在

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託者として信託財産の保管・管理を行ないます。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。

(2)販売会社

当ファンドの受益権の募集の取扱い、交換に関する業務、買取に関する業務、信託終了時の交換などに関する業務等を行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月11日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日経平均ブル2倍上場投信の平成25年5月8日から平成25年11月7日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日経平均ブル2倍上場投信の平成25年11月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年5月8日から平成25年11月7日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 . 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . 中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月27日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山崎 慎 司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月20日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山崎 慎 司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第15期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。